

流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項

I. 流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

適格流動資産が増加したことなどから、連結流動性カバレッジ比率は前四半期比13.4%ポイント上昇の199.2%、単体流動性カバレッジ比率は前四半期比13.3%ポイント上昇の203.1%となりました。

2. 流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

当行の流動性カバレッジ比率は、規制値の最低要件100%を上回る水準となっており問題ありません。

3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

当行の算入可能適格流動資産の構成は、レベル1資産96%、レベル2A資産3%、レベル2B資産1%となっております。

4. その他流動性カバレッジ比率に関する事項

(1) 適格オペレーショナル預金に係る特例について

適格オペレーショナル預金に係る特例は採用しておりません。

(2) シナリオ法による時価変動時所要追加担保額について

シナリオ法を採用しておりません。

(3) その他偶発事象に係る資金流出額について

その他偶発事象に係る資金流出額には投資事業組合未引出額を計上しております。

(4) その他契約に基づく資金流出額について

連結流動性カバレッジ比率を算出するにあたり、連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、簡便的な計算として流動負債をその他契約に基づく資金流出額に計上しております。

(5) その他契約に基づく資金流入額について

該当事項はありません。